



事業継続マネジメントシステム

B C M S 認証機関認定基準及び指針

JIP-BCAC100-1.0

2010年3月1日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定 / 改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
0.8	2008.9.10	実証運用版として制定	
1.0	2010.3.1	BCMS 本格運用のために改訂。 JIS Q 17021 に対する BCMS 固有の要求事項及び手引きを追加。	

目 次

序文

- 1 適用範囲
 - 2 引用規格
 - 3 用語及び定義
 - 4 原則
 - 5 一般要求事項
 - 5.1 法的及び契約上の事項
 - 5.2 公平性のマネジメント
 - 5.3 債務及び財務
 - 6 組織運営機構に対する要求事項
 - 6.1 組織構造及びトップマネジメント
 - 6.2 公平性委員会
 - 7 資源に対する要求事項
 - 7.1 経営層及び要員の力量
 - 7.2 認証活動に関与する要員
 - 7.3 個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用
 - 7.4 要員の記録
 - 7.5 外部委託
 - 8 情報に関する要求事項
 - 8.1 公にアクセス可能な情報
 - 8.2 認証文書
 - 8.3 被認証組織の登録簿
 - 8.4 認証の引用及びマークの使用
 - 8.5 機密保持
 - 8.6 認証機関とその依頼者との間の情報交換
 - 9 プロセス要求事項
 - 9.1 一般要求事項
 - 9.2 初回審査及び認証
 - 9.3 サーベイランス活動
 - 9.4 再認証
 - 9.5 特別審査
 - 9.6 認証の一時停止、取消し、又は認証範囲の縮小
 - 9.7 異議申立て
 - 9.8 苦情
 - 9.9 申請者及び依頼者に関する記録
 - 10 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項
 - 10.1 マネジメントシステムに関する選択肢
 - 10.2 選択肢1：JIS Q 9001 に従ったマネジメントシステムの要求事項
 - 10.3 選択肢2：マネジメントシステムに対する一般要求事項
- 附属書A BCMS審査を行う審査員の教育、業務経験、審査員研修及び審査経験に関する前提条件のレベル

序文

組織のマネジメントシステムを審査及び認証する機関に対する基準を規定する日本工業規格として、JISQ 17021がある。このような審査及び認証する機関を、BS 25999-2:2007 との適合性に関する事業継続マネジメントシステム（以下、BCMS という。）の審査及び認証を目的として、JIS Q 17021 に適合しているとして認定するためには、JIS Q 17021 に対して追加の要求事項及び手引が必要である。この規格は、このような追加の要求事項及び手引を提供する。

この規格は、JIS Q 17021 の構成に沿っている。また、JIS Q 17021 をBCMS 認証に適用するためのBCMS固有の追加の要求事項及び手引は、“BC” という表記によって識別されている。

この規格において、“～なければならない”という表現は、JIS Q 17021 及びBS 25999-2 の要求事項を反映する必ず（須）要件の規定を示すために用いられている。“～ことが望ましい”という表現は、これらの要求事項を適用するための手引であるが、認証機関が採用することを期待される規定を示すために用いられている。

この規格の目的の一つは、認定機関が認証機関を評価しようとする場合に用いる規格の適用を、より有効に整合できるようにすることである。このため、認証機関によってこの手引から何らかの変更がなされた場合、その変更はすべて特例とする。こうした変更は、JIS Q 17021 及びBS 25999-2 の関連の要求箇条、並びにこの規格の意図を何らかの同等な方法によって満たすものであることを認証機関が認定機関に対し実証した後にだけ、個別に許可されることとなる。

注記 この規格において、“マネジメントシステム”及び“システム”という用語は、区別なく用いられている。マネジメントシステムの定義は、JIS Q 9000:2006 に規定されている。この規格で用いられているマネジメントシステムを、他の種類のシステム、例えば、IT システムと混同すべきではない。

1 適用範囲

この規格は、JIS Q 17021 及びBS 25999-2 に規定する要求事項に加えて、BCMS の審査及び認証を行う機関に対する要求事項を規定し、かつ、手引を提供する。この規格は、BCMS 認証を行う認証機関の認定を支援することを主として意図している。

この規格に含まれる要求事項は、BCMS 認証を行う機関によって、その力量及び信頼性の観点から実証される必要があり、また、この規格に含まれる手引は、BCMS 認証を行う機関に対し、要求事項に関する追加の解釈を提供する。

注記1 この規格は、認定、同等性評価又は他の審査プロセスに対する基準文書として使用できる。

注記2 この規格における“事業”又は“業務”という用語は、組織の形態にかかわらず、その組織が存立するための核となる活動を意味する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）には適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Q 17021:2007 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 19011 品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針

BS 25999-2:2007 事業継続マネジメント 第2部：仕様

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Q 17021 及びBS 25999-2 によるほか、次による。

3.1

登録証 (certificate)

認証機関が認定の条件に従って発行する、認定シンボル又は認定の表明が記載されている登録証。

3.2

認証機関 (certification body)

公表されているBCMS 規格及び依頼組織のBCMS の下で要求される他の補足文書に対して、そのBCMSを審査し、かつ、認証する第三者機関。

3.3

認証文書 (certification document)

依頼組織のBCMS が、特定したBCMS 規格及び依頼組織のBCMS の下で要求される他の補足文書に適合していることを示す文書。

3.4

マーク (mark)

法的に登録された商標、又はその他の方法によって保護されたシンボルで、認定機関又は認証機関の規則に基づいて発行されるもの。このマークは、組織の運用するマネジメントシステムに対する十分な信頼が実証されていること、又は関連する製品若しくは個人が特定の規格の要求事項を満たしていることを示す。

3.5

組織 (organization)

法人化されているか否か、公営か民営かにかかわらず、会社、法人、事業所、企業、当局、団体若しくはそれらの一部又は組合せで、自らを律する機能と管理とが存在し、事業継続機能を働かせることを確実にできるもの。

4 原則

原則は、JIS Q 17021:2007 の箇条4 による。

5 一般要求事項

5.1 法的及び契約上の事項

法的及び契約上の事項は、JIS Q 17021:2007 の5.1 による。

5.2 公平性のマネジメント

公平性のマネジメントは、JIS Q 17021:2007 の5.2 による。

5.3 債務及び財務

債務及び財務は、JIS Q 17021:2007 の5.3 による。

6 組織運営機構に対する要求事項

6.1 組織構造及びトップマネジメント

組織構造及びトップマネジメントは、JIS Q 17021:2007 の6.1 による。

6.2 公平性委員会

公平性委員会は、JIS Q 17021:2007 の6.2 による。

7 資源に対する要求事項

7.1 経営層及び要員の力量

経営層及び要員の力量は、JIS Q 17021:2007 の7.1 によるほか、次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 7.1.1 力量分析及び契約のレビュー

認証機関は、審査する依頼組織のBCMS に関連する技術及び法令・規制の動向に関する知識をもっていることを確実にしなければならない。

認証機関は、審査を行うすべての専門分野において、事業継続マネジメントに関して認証機関が利用可能とすることが必要な力量を分析する有効なシステムをもたなければならない。

各依頼組織について、認証機関は、契約をレビューする前に、各産業分野の要求事項についての力量分析（評価されたニーズに応じた技能のアセスメント）を完了していることを、実証できなければならない。認証機関は、次に、この力量分析の結果に基づいて、依頼組織との契約をレビューしなければならない。認証機関は、特に、次の活動を遂行する力量をもっていることを実証できなければならない。

- a) 依頼組織の活動分野及び関連する事業リスクを理解する。
- b) その組織の特定された重要な活動、並びに事業に対する脅威、ぜい弱性及び依頼組織に及ぼす影響に関連して、認証を行うために認証機関に必要とされる力量を特定する。
- c) 必要な力量を利用できることを確認する。

7.2 認証活動に関与する要員

認証活動に関与する要員は、JIS Q 17021:2007 の7.2 によるほか、次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 7.2.1 認証機関の要員の力量

認証機関は、次の事項に対する力量をもつ要員をもたなければならない。

- a) 審査に適切な審査チームとなるようBCMS審査員を選定し、その力量を検証する。
- b) BCMS 審査員に要点説明を行い、必要な教育・訓練を手配する。
- c) 認証の授与、維持、取消し、一時停止、拡大、又は縮小を決定する。
- d) 苦情及び異議申立てのプロセスを定め、それを運用する。

BC 7.2.1.1 審査チームの教育・訓練

認証機関は、次の事項を確実にするために、審査チームの教育・訓練に関する基準をもたなければならない。

- a) BCMS規格及び他の関連する規準文書の知識
- b) 事業継続についての理解
- c) 事業継続性の観点からの事業インパクト分析及びリスクアセスメントについての理解
- d) 審査対象となる活動についての専門的知識
- e) BCMS に関連した規制要求事項についての一般知識
- f) マネジメントシステムについての知識
- g) JIS Q 19011 に基づく監査の原則についての理解
- h) BCMS の有効性のレビューについての知識

このような教育・訓練の要求事項は、審査チームのメンバー間で分担できるd)を除き、審査チームのすべてのメンバーに適用される。

BC 7.2.1.1.1 ある特定の認証審査を担当させる審査チームを選定する場合、認証機関は、その審査チームの技能が担当する審査に対して適切であることを確実にしなければならない。審査チームは、次の事項を満たさなければならない。

- a) 認証が求められているBCMS の範囲内の特定の活動に関する適切な専門的知識をもち、かつ、該当する場合は、それらの特定の活動に関連する手順及びそれら特定の活動の潜在的な事業継続上のリスクについての適切な専門的知識をもつ（審査員でない技術専門家がこの役割を果たしてもよい。）。
- b) 活動、製品又はサービスの事業継続面の管理に関して、信頼できるBCMS認証審査を行うのに十分な程度、依頼組織について理解している。
- c) 依頼組織のBCMS に適用される規制要求事項を適切に理解している。

BC 7.2.1.1.2 必要な場合、審査チームは、審査に関係する専門分野において特定の力量を実証できる技術専門家によって補強されてもよい。その場合、技術専門家はBCMS 審査員の代わりとしての役割を果たすことができないが、審査対象のマネジメントシステムに照らして、技術的な適切性に関する事項について審査員に助言できることに留意することが望ましい。認証機関は、次を行うための手順をもたなければならない。

- a) 力量、教育・訓練、資格及び経験に基づいて審査員及び技術専門家を選定する。
- b) 初めに審査員及び技術専門家の認証審査中の行動を評価し、その後も審査員及び技術専門家のパフォーマンスを監視する。

BC 7.2.1.2 認証に関する決定プロセスの管理

管理機能を担う者は、BS 25999-2 の要求事項に対するBCMS 認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止、及び取消しに関する決定プロセスを管理する専門的な力量及び能力をもたなければならない。

BC 7.2.1.3 BCMS 審査を行う審査員の教育、業務経験、審査員研修及び審査経験に関する前提条件のレベル

附属書Aを参照して、認証機関はBCMS審査チームの各審査員が満たすべき基準を定めなければならない。

7.3 個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用

個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用は、JIS Q 17021:2007 の7.3 による。

7.4 要員の記録

要員の記録は、JIS Q 17021:2007 の7.4 による。

7.5 外部委託

外部委託は、JIS Q 17021:2007 の7.5 による。

8 情報に関する要求事項

8.1 公にアクセス可能な情報

公にアクセス可能な情報は、JIS Q 17021:2007 の8.1 によるほか、次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 8.1.1 認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する手順

認証機関は、依頼組織に対して、BS 25999-2 及び認証に必要な他の文書に適合する、文書化され、かつ、導入されたBCMS をもつよう要求しなければならない。

認証機関は、次の事項についての文書化された手順をもたなければならない。

- a) JIS Q 19011, JIS Q 17021 及びその他の関連文書に従って行う、依頼組織のBCMS の初回認証審査。
- b) JIS Q 19011 及びJIS Q 17021 に従って定期的実施する依頼組織のBCMS のサーベイランス及び再認証審査。このサーベイランス及び再認証審査は、依頼組織のBCMS が該当する要求事項に継続的に適合していること、及び依頼組織がすべての不適合を是正するために適時に是正処置をとっていることを検証し、かつ、記録するために行う。

8.2 認証文書

認証文書は、JIS Q 17021:2007 の8.2 によるほか、次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 8.2.1 BCMS 認証文書

認証機関は、BCMS を認証した各依頼組織に対し、権限を与えられた者が署名した、書簡又は登録証のような認証文書を交付しなければならない。これらの認証文書は、依頼組織及び認証の対象となるシステムのために、授与された認証の範囲と、BCMS を認証するに当たって基準としたBCMS 規格であるBS 25999-2 を明記しなければならない。

8.3 被認証組織の登録簿

被認証組織の登録簿は、JIS Q 17021:2007 の8.3 による。

8.4 認証の引用及びマークの使用

認証の引用及びマークの使用は、JIS Q 17021:2007 の8.4 による。

8.5 機密保持

機密保持は、JIS Q 17021:2007 の8.5 によるほか、次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 8.5.1 組織の記録へのアクセス

認証機関は、認証審査の前に、機密情報又は取扱いに慎重を要する情報を含んでいるために、審査チームによるレビューに利用できないBCMS の記録がある場合は、報告するよう依頼組織に求めなければならない。認証機関は、これらの記録がなくてもBCMS が適切に審査できるかを判断しなければならない。認証機関は、これらの特定された機密又は取扱いに慎重を要する記録のレビューなしではBCMS の審査を適切に行えないという結論に達した場合には、適切なアクセスの手配を依頼組織が行うまで、認証審査を開始できないことを依頼組織に通知しなければならない。

8.6 認証機関とその依頼者との間の情報交換

認証機関とその依頼者との間の情報交換は、JIS Q 17021:2007 の8.6 による。

9 プロセス要求事項

9.1 一般要求事項

一般要求事項は、JIS Q 17021:2007 の9.1 によるほか、次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 9.1.1 BCMS 審査に対する一般要求事項

BC 9.1.1.1 認証審査基準

依頼者のBCMS を審査するための基準は、BS 25999-2 及び依頼者が遂行する機能に関連する認証に必要なその他の文書に示されているものでなければならない。

BC 9.1.1.2 方針及び手順

認証機関の文書には、認証プロセスの実施に関する方針及び手順を含めなければならない。これには、BCMS の認証に用いる文書の利用及び適用の点検と、依頼組織のBCMS の審査及び認証の手順の点検とを含む。

BC 9.1.2 認証範囲

審査チームは、定義された範囲に含まれる依頼組織のBCMS をすべての適用される認証要求事項を基準として審査しなければならない。認証機関は、依頼組織のBCMS の適用範囲及び境界が、事業・組織・所在地・利用資源・契約・関連法令・ステークホルダの見地から、明確に定義されていることを確実にしなければならない。認証機関は、依頼組織が自らのBCMS の適用範囲の中でBS 25999-2:2007の1 に規定する要求事項を取り扱っていることを確認しなければならない。

認証機関は、BS 25999-2 の規定するように、依頼組織の事業継続に関する事業リスク対応が当該組織の活動を適切に反映しており、その活動の境界まで及んでいることを確実にしなければならない。また、認証機関は、依頼組織のBCMS の適用範囲の中にこのことが反映されていることを確認しなければならない。

認証機関は、依頼組織が、BCMS の適用範囲に完全には含まれないサービス又は活動とのインタフェースを、認証の対象となるBCMS の中で取り扱っていること、及び自らの事業継続マネジメント活動に含めていることを確実にしなければならない。

BC 9.1.3 審査工数

認証機関は、初回審査、サーベイランス審査又は再認証審査に関連するすべての活動を行うのに十分な時間を審査員に与えなければならない。割り当てられる時間は、次の要素を考慮していることが望ましい。

- a) BCMS 適用範囲の規模
- b) BCMS の複雑さ
- c) BCMS の適用範囲内で行われる事業の種類

- d) そのBCMS の様々な構成要素を導入する場合に使用される，技術の範囲及び多様性
- e) サイトの数
- f) 以前に実証されたBCMS のパフォーマンス
- g) BCMS の適用範囲内で用いられる外部委託及び第三者との取決めの範囲
- h) 認証に適用される規格及び規制

認証機関は，初回審査，サーベイランス審査及び再認証審査に使用する工数の根拠を具体的に示すことができるように，又はその正当性を示すことができるように準備しておかなければならない。

BC 9.1.4 審査方法

認証機関の手順は，BCMS を導入する特定の手法，又は文書及び記録の特定の様式を前提としないことが望ましい。認証の手順は，依頼組織のBCMS がBS 25999-2 の要求事項並びに依頼組織の方針及び目的を満たしていることの確立に焦点を当てなければならない。

BC 9.1.5 認証審査報告書

BC 9.1.5.1 認証機関は，自らの必要性に合った報告の手順を採用してよいが，この手順は最小限，次の事項を確実にしなければならない。

- a) 依頼組織の審査現場を離れる前に審査チームと依頼組織の経営層との間で会議をもつ。その会議では，審査チームは，依頼組織に次の事項を提供する。
 - 1) 特定の認証要求事項に対する依頼組織のBCMS の適合性に関する書面又は口頭による所見
 - 2) 所見及びその根拠について依頼組織が質問する機会
- b) 審査チームは，すべての認証要求事項に対する依頼組織のBCMS の適合性に関する所見の審査報告書を認証機関に提出する。

BC 9.1.5.2 この審査報告書は，次の情報を提供することが望ましい。

- a) 文書レビューの要約を含む審査の詳細
- b) 依頼組織の事業インパクト分析，リスクアセスメント，事業継続戦略の決定，及びBCM対応の開発及び導入に関する認証審査の詳細
- c) 審査工数の実績合計，並びに文書レビュー，現地審査，及び審査報告書の作成に要した時間の内訳
- d) 審査で使用した調査項目，それらを選択した根拠及び採用した方法

BC 9.1.5.3 認証機関に提出される所見の審査報告書は，十分に詳細で，認証の決定を裏付けし，かつ，それを支えなければならない。また，この報告書は，次の事項を含まなければならない。

- a) 審査で対象とした範囲（例えば，認証要求事項及び審査対象とした事業所）。これには，重要な審査証跡及び利用した審査方法を含める。
- b) 観察された事項，肯定的（例えば，特筆すべき特性）及び否定的（例えば，潜在的な不適合）なもの。
- c) 特定されたすべての不適合の詳細で，これらが不適合とされる客観的証拠，及びこれらを不適合とするBS 25999-2 の要求事項又は認証のために要求される他の文書類の要求事項の引用によって裏付けられたもの。
- d) 依頼組織のBCMS の認証要求事項に対する適合性に関する見解。これには，不適合についての明確な表明，事業継続マネジメントの方針文書の引用，及び該当する場合には，依頼組織の以前の認証審査の結果との有用な比較を含める。

回答が記入された質問状，チェックリスト，観察記録，ログ，又は審査員のノートは，審査報告書を構成する一部となる場合もある。これらの方法を使用する場合，認証の決定に裏付けを与える証拠として，これらの文書を認証機関に提出しなければならない。審査中に評価したサンプルに関する情報を，この審査報告書又は他の認証文書に含めることが望ましい。

この報告書では，依頼組織がそのBCMS に信頼を与えるために採用している内部の組織体制及び手順の適切性を考慮しなければならない。

報告に関する要求事項は，JIS Q 17021:2007 の9.1.10 による。さらに，この報告書には，次の事項を含めることが望ましい。

- BCMS 内部監査及びマネジメントレビューに対する信頼度
- BCMS の導入及び有効性に関する，否定的並びに肯定的な最も重要な観察された事項の要約
- 事業インパクト分析及びリスクアセスメントの結果に基づいて特定された重大なリスクへの対応の適切性に関する見解
- 依頼組織のBCMS を認証することが望ましいか否かについての審査チームの推薦。これには，この推薦を立証する情報を含める。

9.2 初回審査及び認証

初回審査及び認証は，JIS Q 17021:2007 の9.2 によるほか，次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 9.2.1 審査チームの力量

審査チームの力量は、BC7.2.1.1 によるほか、次の認証審査に関する要求事項による。サーベイランス活動については、計画されたサーベイランス活動に関する要求事項だけとする。

次の要求事項は、審査チーム全体に適用する。

- a) 次の事項それぞれについて、審査チームは認証機関の基準を満たしていなければならない。
 - 1) 審査チームの管理
 - 2) BCMS に適用可能な、依頼組織のマネジメントシステム及びプロセス
 - 3) 該当する特定の事業継続分野における法令及び規制の要求事項に関する知識
 - 4) 事業継続に関連する脅威及びそれが及ぼす事業中断の傾向の特定についての一般知識
 - 5) 依頼組織の重要な活動並びにそれらを支えるための経営資源のぜい弱性の特定とその影響の理解、それらに対するリスク対応についての理解
 - 6) BCMSの有効性のレビューについての知識
 - 7) BCMS 規格及び他の関連する基準文書、産業界における最適な慣行、事業継続方針及び手順についての知識
 - 8) 事業インパクト分析及びリスクアセスメントについての知識
 - 9) 事業継続戦略に基づく事業継続計画及び演習についての知識
 - 10) 事業継続マネジメント(BCM)のプロセス及び方法についての知識
 - b) 審査チームは、依頼組織のBCMS におけるインシデントを示すものから適切なBCMS の要素までさかのぼることのできる力量をもっていなければならない。
 - c) 審査チームは、a)及びb)の適切な業務経験をもち、かつ、それらを具体的に適用したことがなければならない(これは、一人の審査員が事業継続の全領域の経験をすべてもつ必要があることを意味するものではなく、審査チーム全体として、審査対象のBCMS 適用範囲を網羅するのに十分な認識及び経験をもつことが望ましい。)。
- 審査チームは1 名で構成してもよいが、その人は、a)の基準をすべて満たしていなければならない。

BC 9.2.1.1 審査員の力量の実証

審査員は、BC9.2.1 のa)～c)に示したような、自らの知識及び経験を、例えば、次の事項によって実証できなければならない。

- a) BCMS 固有の認知された資格
- b) 審査員としての登録
- c) 要員認証機関によって承認されたBCMS 研修コース
- d) 専門能力の継続的開発についての最新の記録
- e) 実際の依頼組織システムのBCMS 審査プロセスを遂行する審査員について、立会いによる実証

BC 9.2.2 初回審査のための一般準備

認証機関は、認証審査の実施に必要な手配をすべて行うことを依頼組織に要求しなければならない。この手配には、認証機関が行う認証審査及び苦情解決を目的とした、文書の調査、並びにすべての領域、記録(内部監査報告書及び事業継続マネジメントに関する独立したレビューの報告書を含む。)及び要員へのアクセスのための用意を含む。

依頼者は、現地での認証審査前に、少なくともBCMS 及びその対象となる活動にかかわる一般情報を提供しなければならない。

BC 9.2.3 初回認証審査

BC 9.2.3.1 第一段階審査

審査のこの段階で、認証機関は、BS 25999-2 の3.4 で要求されている文書を含む、依頼組織のBCMSの設計に関する文書を入手しなければならない。

第一段階審査の目的は、依頼組織の事業継続マネジメントの方針、目的に照らしてそのBCMS を理解すること、及び、特に、依頼組織の審査に対する準備状況を理解することによって、第二段階審査を計画する上での焦点を明確にすることである。

認証機関は、いつどこで文書レビューを行うかについて、依頼組織と合意しなければならない。すべての場合において、文書レビューは、第二段階審査を開始する前に完了させておかななければならない。

第一段階審査では、文書レビューに加えて、少なくとも依頼組織の事業インパクト分析、リスクアセスメント、及びそれらに基づく事業継続戦略の決定に焦点を当てなければならない。

第一段階審査の結果は、報告書として文書化しなければならない。認証機関は、第二段階審査への移行を決定する前に、第二段階審査のための必要な力量を備えた審査チームメンバーを選定するために、第一段階審査の審査報告書をレビューしなければならない。

認証機関は、第二段階審査では、詳細な調査のために別種の情報及び記録が追加して必要になるかもしれないことを、依頼組織に知らせておかなければならない。

BC 9.2.3.2 第二段階審査

BC 9.2.3.2.1 第二段階審査は、常に依頼組織の事業所で実施する。認証機関は、第一段階審査の審査報告書に文書化された所見に基づき、第二段階審査を行うための審査計画を立案する。第二段階審査の目的は、次のとおりである。

- a) 依頼組織が自らの方針、目的及び手順を守っていることを確認する。
- b) そのBCMS がBS 25999-2:2007 のすべての要求事項に適合していること、並びにBCMS が依頼組織の方針及び目的を達成しつつあることを確認する。

BC 9.2.3.2.2 そのために、この審査は、依頼組織の次の事項に焦点を当てなければならない。

- a) BCMSの適用範囲及び目的
- b) BS 25999-2:2007 の3.4 に掲げられた文書の管理に関する要求事項
- c) そのBCMSの目的に照らして報告及びレビューされる、BCMSの有効性のレビュー
- d) BCMS 内部監査及びマネジメントレビュー
- e) 事業継続マネジメントの方針に対する経営陣の責任
- f) 事業継続方針・目的、事業インパクト分析、リスクアセスメント・リスク対応のプロセスの結果、事業継続計画、及び演習の間の対応
- g) プロセス、手順、記録、内部監査、及びそのBCMSの有効性のレビュー。これらは、経営陣の決定、並びにBCMSの方針及び目的を確実にするものである。
- h) BCMの取組みの演習

BC 9.2.3.3 BCMS 審査の固有の要素

認証機関の役割は、事業継続に関する重要な活動並びにそれらを支える経営資源に対する脅威、ぜい弱性、及び依頼組織に及ぼす影響を、特定、調査及び評価するための手順を、依頼組織が一貫して確立、維持していることを立証することである。認証機関は、次の事項を実施しなければならない。

- a) 事業継続に関する事業インパクト分析及びリスクアセスメントに基づく事業継続計画が依頼組織の運営にとって適切かつ有効であることを実証するよう依頼組織に求める。
注記 依頼組織は、その組織の事業継続に関連するリスクのうちどれが重大かを特定するための基準を定め、かつ、これを行うための手順を確立する責任を負う。
- b) 事業継続に関する、依頼組織の重要な活動並びにそれらを支える経営資源に対する脅威、ぜい弱性及び影響を特定、調査及び評価するための手順、並びにこの手順を適用した結果が、依頼組織の事業継続方針、及び目的と整合するとともに、事業継続が組織のマネジメントプロセスに確実に組み込まれているかどうかを確認する。

さらに、認証機関は、事業インパクト分析及びリスクアセスメントに用いられる手順が確かで、適切に導入されているか否かを確認しなければならない。事業継続に関する、依頼組織の重要な活動並びにそれらを支える経営資源に対する脅威、ぜい弱性、又は依頼組織に及ぼす影響が、重大であると特定される場合、それらはBCMS内で管理されていなければならない。

BC 9.2.3.3.1 法令及び規制の順守

法規制順守の維持及び評価は、その依頼組織の責任である。この点において、認証機関は、自らの役割を、BCMSが機能していることの信頼を確立するためのチェック及びサンプリングに限らなければならない。認証機関は、依頼組織が、適用される法規制順守を達成するマネジメントシステムをもっていることを、検証しなければならない。

9.3 サーベイランス活動

サーベイランス活動は、JIS Q 17021:2007 の9.3 によるほか、次のBCMS 固有の要求事項及び手引による。

BC 9.3.1 サーベイランス審査

BC 9.3.1.1 サーベイランスの手順は、この規格に規定する依頼組織のBCMS の認証審査に関する手順と整合していなければならない。

サーベイランスの目的は、承認されたBCMS が引き続き実施されていることを検証し、依頼組織の運営の変更の結果として生じた、そのシステムへの変更の影響を検討し、かつ、認証要求事項の継続的な順守を確認することである。サーベイランスプログラムは、通常、次の事項を含むことが望ましい。

- a) そのシステム維持の要素、すなわちBCMS 内部監査、マネジメントレビュー、並びに予防処置及び是正処置
- b) BS 25999-2 及び認証に必要な他の文書で要求されている、外部からの情報
- c) 文書化されたシステムへの変更
- d) 変更された領域

- e) 該当するその他の選択した領域
- f) BCMの取組みの演習

BC 9.3.1.2 認証機関によるサーベイランスは、少なくとも、次の事項をレビューしなければならない。

- a) 依頼組織の事業継続マネジメントの方針の目的達成の点から見たBCMSの有効性
- b) 関連する事業継続に関する法規制の順守を、評価しレビューする手順が機能していること
- c) 前回審査で特定された不適合についてとられた処置

BC 9.3.1.3 認証機関によるサーベイランスは、少なくともJIS Q 17021でサーベイランス審査に要求されている項目を網羅することが望ましい。さらに、次の事項を考慮することが望ましい。

- a) 認証機関は、サーベイランスプログラムを、事業継続に関する事業リスク及び依頼組織への影響に関連する事業継続の課題に対して対応するようにできることが望ましく、かつ、このプログラムの正当性を示せることが望ましい。
- b) 認証機関のサーベイランスプログラムは、その認証機関が決定することが望ましい。訪問の具体的日程は、被認証組織との間で合意することができる。
- c) 認証機関は、登録証の適切な使用を監督することが求められる。

サーベイランス審査において、認証機関は、認証機関にもち込まれた異議申立て及び苦情の記録を点検し、かつ、認証要求事項を満たす上での不適合又は不備が明らかな場合は、依頼組織が、自らのBCMS及び手順を調査して、適切な是正処置をとったことを確認しなければならない。

サーベイランス報告書には、特に、以前に発見された不適合の解決に関する情報を含まなければならない。サーベイランスから上げる報告書は、少なくとも、全体としてa)の要求事項を含むように作成することが望ましい。

9.4 再認証

再認証は、JIS Q 17021:2007の9.4によるほか、次のBCMS固有の要求事項及び手引による。

BC 9.4.1 再認証審査

再認証審査の手順は、この規格に規定する依頼組織のBCMS認証審査に関する手順と整合していなければならない。

認証機関は、認証の維持に関する状況及び条件を規定した明確な手順をもっていなければならない。サーベイランス又は再認証の審査において、不適合のあることが見いだされた場合、この不適合は認証機関が合意した期間内に有効に是正されなければならない。合意した期間内に是正がなされない場合は、認証機関は、認証範囲の縮小、又は登録証の一時停止若しくは取消しを行わなければならない。是正処置を実施するために認める期間は、その不適合の重大さの程度に応じ、かつ、依頼組織の事業活動が特定の要求事項を満たすことを保証するに当たってのリスクに応じたものであることが望ましい。

9.5 特別審査

特別審査は、JIS Q 17021:2007の9.5による。

9.6 認証の一時停止、取消し、又は認証範囲の縮小

認証の一時停止、取消し、又は認証範囲の縮小は、JIS Q 17021:2007の9.6による。

9.7 異議申立て

異議申立ては、JIS Q 17021:2007の9.7による。

9.8 苦情

苦情は、JIS Q 17021:2007の9.8によるほか、次のBCMS固有の要求事項及び手引による。

BC 9.8.1 苦情

認証機関は、被認証組織に対し、苦情を受け取った場合には、苦情の原因を明らかにし、必要な場合には、認証機関に報告するよう要求することが望ましい。苦情の原因には、もともと不適合の原因となるような（又はその傾向のある）、被認証組織のBCMSの中にある要因が含まれている。

認証機関は、被認証組織が修正処置及び是正処置の方法を策定するために、そのような調査を行っていることを確認することが望ましい。とる処置には、次の方策を含むことが望ましい。

- a) 法令・規制で要求されている場合は、該当する当局への通知
- b) 適合への復旧
- c) 再発の防止
- d) インシデント及びその影響の評価及び軽減
- e) BCMSの他の構成要素との満足できるかわり方を確実にする。
- f) 採用した修正及び是正の方策の有効性の評価

認証機関は、BCMS の認証を受けた依頼組織のそれぞれに対して、すべての苦情の記録、及びBS 25999-2の要求事項に従ってとったすべての是正処置の記録を、認証機関が求めたときは利用できることを要求しなければならない。

9.9 申請者及び依頼者に関する記録

申請者及び依頼者に関する記録は、JIS Q 17021:2007 の9.9 による。

10 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

10.1 マネジメントシステムに関する選択肢

マネジメントシステムに関する選択肢は、JIS Q 17021:2007 の10.1 による。

10.2 選択肢1：JIS Q 9001 に従ったマネジメントシステムの要求事項

JIS Q 9001 に従ったマネジメントシステムの要求事項は、JIS Q 17021:2007 の10.2 による。

10.3 選択肢2：マネジメントシステムに対する一般要求事項

マネジメントシステムに対する一般要求事項は、JIS Q 17021:2007 の10.3 による。

附属書A
(参考)

BCMS 審査を行う審査員の教育，業務経験，審査員研修及び審査経験に関する前提条件のレベル

A.1 BCMS 審査チームの各審査員は，次の事項を満たすか，あるいは同等の知識及び経験を有していることが望ましい。

- a) 中等レベル1)の教育を修了している。
注1) 中等レベルの教育とは，初等教育の後にくる国家の教育制度の一部で，大学又は同等の教育機関への入学前に修了するものである。
- b) 関連する分野において4年以上の常勤による実務経験があり，このうちの2年以上は，事業継続に関連した役割又は職務に就いている。
- c) 5日間の研修を成功裏に修了している。この研修は，研修の範囲が，BCMS 審査及び審査のマネジメントを含む場合には適切とみなす。
- d) 審査員として活動する職責を担う前に，事業継続の全審査過程を経験している。この経験は，文書のレビュー，BCMS 導入の審査，並びに審査報告の作成を含む，最低4回延べ20日間以上にわたる認証審査への参加によって得ていることが望ましい。
- e) これらの経験はすべて合理的な範囲で最近のものである。
- f) 複雑な業務を広い視野から理解できる，また，より大きな依頼組織においては個々の部門の役割を理解できる。
- g) 事業継続及び審査に関する知識及び技能を，専門能力の継続的開発を通して最新の状態に維持している。

技術専門家は，a)，b)，e)及びf)の基準を満たすことが望ましい。

注記 BCI(Business Continuity Institute) Certificate試験に合格するか，BCIのプロフェッショナルメンバー資格あるいはそれと同等の資格を有していることは，事業継続関連の知識を有していることを示す一つの方法である。

A.2 A.1の事項に加えて，審査チームリーダーは，次の事項を満たすことが望ましい。この事項を満たしていることを，指導及び監督の下での審査において実証することが望ましい。

- a) 認証審査プロセスを管理する知識及び特質をもっている。
- b) 少なくとも3回の完全なBCMS 審査において，審査員を経験している。
- c) 口頭及び書面の両方で，効果的な意思疎通の能力があることを実証している。